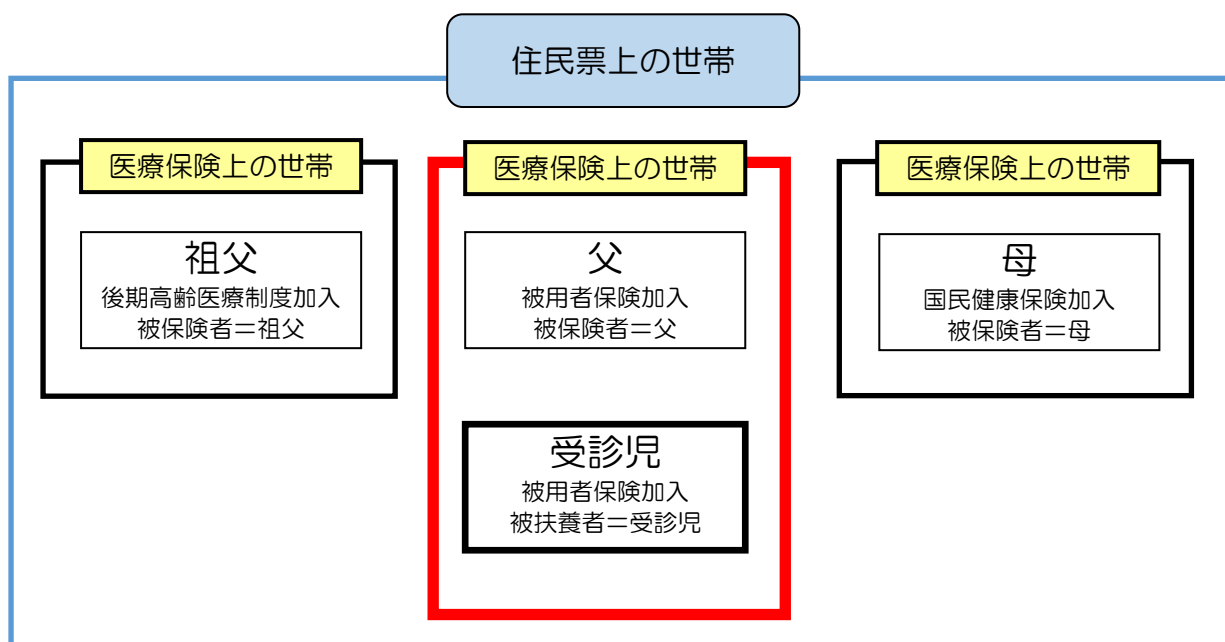


## 「支給認定基準世帯」（自己負担上限額算定のための「世帯」）について

「支給認定基準世帯」の単位については、受診者と同じ医療保険に加入している方の範囲となり、「支給認定基準世帯」の所得は、その世帯における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認することとなります。（住民票上・税制上の世帯とは異なります。）

この例の場合は、住民票上は同一の世帯ですが、医療保険上では別の世帯として取り扱われるため、自己負担上限額は父の市町村民税等の金額により階層区分が決定されます。



※対象児童の保護者が後期高齢者医療の場合は、後期高齢医療加入者と国民健康保険加入者を世帯とみなします。